

広島県立点字図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十三号

広島県立点字図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県立点字図書館設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「広島県立点字図書館」を「広島県立視覚障害者情報センター」に改める。

第一条中「広島県立点字図書館」を「広島県立視覚障害者情報センター」に、「点字図書館」を「視覚障害者情報センター」に改める。

第二条から第七条までの規定、第十条及び第十一条中「点字図書館」を「視覚障害者情報センター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。